

資料 5

提	2
総 会	1 8 7

提 案

日本学術会議会則の一部を改正する規則案

- 1 提 案 者 会長
- 2 議 案 日本学術会議会則の一部改正について、別紙案のとおり改正すること。
- 3 提案理由 総会の会議録について、インターネットを利用した閲覧が許容される旨を規則において明確にするため。

○日本学術会議規則第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

日本学術会議会長 梶田 隆章

日本学術会議会則の一部を改正する規則

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(総会の議長等) 第十八条 「略」 〔2〕4 略〕</p> <p>5 会長は、総会の会議録を作成し、インターネットを利用して閲覧の用に供するものとする。ただし、学術会議の運営上支障があると認められる場合、閲覧の用に供しないことができる。</p>	改正前	<p>(総会の議長等) 第十八条 「同上」 〔2〕4 同上〕</p> <p>5 会長は、総会の会議録を作成し、閲覧の用に供するものとする。ただし、学術会議の運営上支障があると認める場合、閲覧の用に供しないことができる。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提	3
総 会	187

提 案

日本学術会議傍聴規則の一部を改正する規則案

- 1 提案者 会長

- 2 議 案 日本学術会議傍聴規則の一部改正について、別紙案のとおり改正すること。

- 3 提案理由 オンラインによる傍聴等も踏まえ、傍聴にあたり登録すべき事項及び登録方法を見直すため。

○日本学術会議規則第二号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

日本学術会議会長 梶田 隆章

日本学術会議傍聴規則の一部を改正する規則

日本学術会議傍聴規則（昭和六十一年日本学術会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第二条 傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、その氏名、 所屬及び連絡先を登録しなければならない。</p>
改正前	<p>第二条 傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、その住所、 氏名、年齢及び職業を備付けの帳簿に記入しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。